

平成28年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	H28.4.1 ~ H29.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立ひまわりの丘
	所在地	関市桐ヶ丘3-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2-1-1
	指定期間	H28.4.1 ~ H33.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設の管理運営を行い、知的障害者に障害児入所支援及び施設入所支援等の障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H26	8,532
H27	8,593
H28	8,206

3 平成28年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	1,248,433
利用料金	1,109,679
指定管理料	119,950
そ の 他	18,804
支 出 計	1,208,891
人 件 費	899,398
施設管理費	108,186
そ の 他	201,307
差 引	39,542
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・職員の確保は一層力を入れて、安定した支援をお願いしたい。	・ひまわりの丘として岐阜県社会福祉協議会の福祉人材対策センターへの登録の実施、関市、各務原市のタウン誌への求人広告掲載、ハローワークでの企業説明会の開催等を行った。職員確保のためにハローワークに月1回出向き、求人状況を確認するとともに募集依頼を行った。
・外部に対する危機管理対策は良好だが、職員の人権意識・人権感覚に対する視点への対策が必要。	・職員を外部研修に積極的に参加させ、復命研修を実施し、権利擁護・虐待防止に対する職員の意識の強化、統一を図った。自己チェック、他者チェックを継続し、職員自身の振り返りを促し、職員の心理的状態の把握に努め、さらにアンガーマネジメント研修を実施した。また保護者を対象に権利擁護と成年後見制度について講習会を実施した。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自立的、主体的学びによって人材育成を行っている。 ・身体拘束における居室の施設に関してはカンファレンスや情報交換で、見直す方向を常に探っていただきたい。 ・現状維持は施設を消極的にさせる。ニーズは掘り起こすべきもの。
設置目的の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がいなどに対する研修に務め、受け入れを進めている。 ・第2学園を除き利用者定員を割り込んでいる。その理由について深い分析が必要ではないか。重度化がすすむ現状に見合った定員と職員配置基準の見直し、第4学園の廃止を控えている今よい機会ではないか。なお、国がさだめた職員配置基準は最低基準であることを想起したい。
公共性の確保の状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・内外の研修を積極的に行うなど現在の課題解決の方策など取り組んでいる。 ・ニーズのあるすべての障がい児者に今ある施設機能の情報が届いているか、他でも指摘したとおりパンフレットの配布先などを見直し、情報を届けることが平等な利用を確保するカギではないか。
経営状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所、日中一時支援が利用者延べ人数も多く、積極的に取り組まれている。これは県民ニーズに答えていると同時に経営面にも寄与している。 ・第一学園について、本当にニーズは無いのか実態把握に努められ、施設の在り方を現場から発信されることが重要。
派生的効果	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な自主事業に数多く取り組んでいる。地域交流サロンなど在宅向け事業にも取り組んでいる。 ・処遇向上と専門性を高める研修と地域交流など、実績をさらに発展させ、県下の障がい福祉をけん引してほしい。

<評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束解除への取り組みを実施しており、今後も改善に向けての取り組みが必要。 ・定員を満たすためのニーズ把握や新規利用者の受け入れへの取り組みが必要。 ・強度行動障がいについて研修を行うなどし、受け入れや処遇に反映することができている。 ・地域交流事業に取り組み、地域における障がい福祉施設として運営できている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する